

掛川市条例第4号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 （略） 2 （略）	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 （略） 2 （略） <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する</u> <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し</u> <u>必要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。